

令和5年11月9日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 労災補償課  
課長 大内 理沙  
主任労災補償監察官 丸山 光昭  
(電話) 045(211)7355

## 労災年金にかかる不適切な事務処理について

神奈川県労働局川崎北労働基準監督署において、労災保険の遺族補償年金の支給に際し、不適切な事務処理を行ったことにより、誤った個人番号を登録する事案が発生していたことが確認されましたので、その概要をお知らせします。

今回の事態を重く受け止め、労災保険の給付事務の適切な取り扱いを徹底し、再発防止に努めてまいります。

### 記

#### 1 事案の概要

労災保険制度においては、労災年金の支給事務において、個人番号を利用し、厚生年金等との併給調整等を行っていますが、今般、

- 神奈川県労働局川崎北労働基準監督署（以下「川崎北署」といいます。）で、当該支給事務の過程において、遺族補償年金の受給権者であるA様に対して、別の労災保険の年金受給者であるB様の個人番号が登録されていたこと
- このため、A様のマイナポータルにおいて労災保険の給付情報が表示されない一方、B様のマイナポータルにおいて自身の年金の給付情報のほか、A様の遺族補償年金の情報が表示されるといった事態が生じていたこと

が確認されました。

なお、マイナポータルで確認できる給付情報には個人が特定できる情報は含まれておらず、また、給付額や振込先口座に誤りは発生しておりません。

川崎北署ではマイナポータル表示上の不具合を既に是正しており、A様、B様それぞれに本事案について説明した上で謝罪を行いました。

#### 2 事案の経過と発生原因等

##### (1) 経緯

平成31年3月：川崎北署において、A様の労災年金の支給決定

平成31年4月：川崎北署において、B様の労災年金の支給決定

平成31年4月：川崎北署において、A様及びB様の個人番号を同日にシステム登録

この際、A様の個人番号システム登録時、B様の個人番号を誤ってA様の個人番号として登録した。

なお、B様のシステム登録においては、B様の個人番号を正しく登録していた。

(上記システム登録以降)

年金支払期（2か月に1回）ごとに、個人番号を利用して日本年金機構から取得している厚生年金等の情報について「厚年等情報突合結果表（以下「突合表」といいます。）」で不整合である旨の表示がされていたが、川崎北署では、厚生年金等の受給額の確認は行っていたものの、個人番号の紐付け誤りの把握には至らなかった。

令和5年10月：マイナンバー取得にかかる基本4情報の点検

厚生労働本省から「労災保険におけるマイナンバー取得にかかる基本4情報の点検について」の回答依頼があり、当局で点検を行ったところ本件を把握したことから、厚生労働本省へ報告するとともに、川崎北署へ修正作業の指示を行い、マイナポータル上の不具合は速やかに是正した。

## (2) 発生原因等

- 労災保険の年金情報をシステム登録する際、労災保険給付個人番号利用事務処理手引に定める、個人番号のシステム登録時における基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の照合作業や、複数人での確認を怠ったこと。
- システム登録後において、突合表において不整合がある旨の表示がなされているにも関わらず、厚生年金等の受給情報が確認できたことをもってその原因の追求を怠ったこと。

## 3 今後の対応

- 今般、紐付け誤り事案が発生した川崎北署について、11月末までに全件、基本4情報のJ-LISへの照合を実施します。
- 速やかに臨時労働基準監督署長会議を開催するとともに、局内全署の労災担当職員に対して、研修を実施し、各種手引等に基づく事務処理及び再発防止の徹底を図ります。
- 当局幹部から、局内全署の署長、副署長、労災担当職員に対して、本事案の共有及び注意喚起を行い、意識の向上を図ります。